

なぜ『今』注目される？SDGs（エスディージーズ）

SDGs（エスディージーズ）という言葉が最近テレビや新聞でよく目にしませんか？言葉を聞いたことがない方もロゴ（下記参照）など見たことがある方は多いかと思えます。



【17の目標】1. 貧困をなくそう / 2. 飢餓をゼロに / 3. すべての人に健康と福祉を / 4. 質の高い教育をみんなに / 5. ジェンダー平等を実現しよう / 6. 安全な水とトイレを世界中に / 7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに / 8. 働きがいも経済成長も / 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう / 10. 人や国の不平等をなくそう / 11. 住み続けられるまちづくりを / 12. つくる責任つかう責任 / 13. 気候変動に具体的な対策を / 14. 海の豊かさを守ろう / 15. 緑の豊かさを守ろう / 16. 平和と公平をすべての人に / 17. パートナーシップで目標を達成しよう

SDGs（エスディージーズ）とは？

SDGsとは「Sustainable(サステイナブル) Development(デヴェロップメント) Goals(ゴールズ)」の略称で、日本語で「持続可能な開発」を意味します。

SDGsは、2015年9月に国連で開かれたサミットにて全会一致で採択し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため17の目標を設定し、国際社会が共通して2030年までに達成すべき目標としています。

この17の目標は、貧困や飢餓といった問題から、働きがいや経済成長、気候変動に至るまで、21世紀の世界が抱える課題を総合的に挙げています。

日本においても、都市や会社、学校などさまざまな枠組みで、SDGsの達成を目指した取り組みが行われています。

男女共同参画の視点から見た課題

SDGsの17の目標の中には5番目に「ジェンダー平等を実現しよう」がありますが、男女共同参画の視点で見ると、現在も性別による固定的な役割分担意識、性別に起因する暴力や人権侵害など、多くの課題が解決されていません。

町では、令和2年に「第2次利根町男女共同参画推進プラン（2020～2024）」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け取り組んでいるところですが、やはり男性と女性の平等に関する問題は重要な課題の一つとなっています。

なぜ今なのか？

世界は近代以降驚異的な速さで発展を遂げてきました。驚異的な速さでの発展は多大な恩恵を人類へもたらしてきた一方で、自然環境に対する負荷、人間への悪影響を及ぼしてきたとも言えます。このような状況だからこそ、世界共通の目標を設定し世界が一つとなって立ち向かうことが必要不可欠であり、SDGsは『今』必要な目標なのです。その中で、一つの目標だけを達成すればいいわけではありませんが、17ある目標のうちの1つである「ジェンダーの平等の実現」も当然達成しなければならない目標です。そのためには行政だけではなく、町民や事業者などが一体となって男女共同参画社会の早期実現を目指し取り組んでいくことが重要です。

問い合わせ先 役場企画課 企画調整係 ☎68-2211（内線337）

消費生活相談だより

賃貸アパート・マンション
退去時のトラブルにご注意！

《アドバイス》

元からあった傷などは写真を
撮っておくと良いでしょう。



2月は大学や専門学校卒業などで賃貸アパート・マンションの退去をする若い方が多いと思いますが、退去時のトラブルにご注意ください。よくある相談例としては、「敷金を返還してもらえない」、「敷金以上の高額な請求をされている」などがあります。

退去時の原状回復義務は、新築時のようにキレイに戻さなければならないということではなく、例えば、壁や床に傷をつけた、タバコの煙で壁紙が黄ばんだ、換気不足などでカビを発生させた、ペットの臭いがしみついたなど、借主の故意、過失、その他通常の使用を超えるような使用による損耗等の分を復旧することとされており、通常の生活の範囲で発生するような壁紙や畳、床などの経年変化であれば、借主に責任はありません。

「退去時にリフォーム費用を全額支払う」という特約にサインしていることも多いのですが、過剰な請求でないか、よく確認し、請求内容に納得がいかなければ貸主に説明を求めましょう。

また、退去時のトラブルを未然に防ぐために、入居前の立会いでは、不動産業者と一緒に部屋をチェックし、元からあった傷や黄ばみなどは写真を撮って証拠を保存しておくといいでしょう。

参考：国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」(独)国民生活センター

【相談窓口・問合せ先】

- ① 役場経済課 消費生活相談窓口 毎週火曜日 午前10時～午後5時
☎68-2211（内線442）
- ② 茨城県消費生活センター 平日と日曜日 午前9時～午後5時（日曜日は電話のみ）
☎029-225-6445
- ③ 国民生活センター（消費者ホットライン）土・日曜日、祝日 午前9時～午後4時
☎188（いやや）※近隣市町村へのご相談はご遠慮ください。

商工会だより



プレミアム付商品券の使用期限にご注意ください！

昨年11月29日より発行されたプレミアム付商品券の使用期限は、令和3年2月28日（日）までとなります。使用期限を過ぎた場合は無効となりますのでご注意ください。

税務相談会のお知らせ

2月10日（水）、16日（火）に利根町商工会で税務相談会を行います。詳細は利根町商工会までお問い合わせください。

確定申告が始まります

令和3年2月16日（火）より確定申告が始まります。

青色申告特別控除の適用要件が変わりますので申告の際にはご注意ください。主な変更点は以下のとおりです。

○ 青色申告特別控除額の変更

現行65万円 → 改正後 **55万円**

※65万円の控除を受けるためには従来の65万円控除の要件 + e-Taxによる電子申告または電子帳簿保存が必要です。

○ 基礎控除額の変更

現行38万円 → 改正後 **48万円**

※10万円の青色申告特別控除を受けるための要件に改正はありませんのでこれまでと同様となります。

問い合わせ先 利根町商工会 ☎68-7417